

## 2 福祉心理士

### ■福祉心理士とは

日本福祉心理学会が認定する資格であり、「福祉サービスを利用する人のアセスメントを行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得している」と、日本福祉心理学会が認定した方のことです。

### ■資格取得方法

認定の際、日本福祉心理学会が行う筆記試験が実施される予定で審査料20,000円、認定料10,000円も必要です。また、日本福祉心理学会員となり5年ごとに資格更新のための審査を受ける必要があります。

### ■申請の条件と類型

大学で取得する際は【A類型】で指定科目を履修する方法が一般的です。

社会福祉施設等での実務経験を3年以上有している場合は【B類型】での取得も可能です。

**【A類型】** 大学で指定科目を下表の履修方法に従って合計32単位以上を修得し、卒業（社会福祉学科でも福祉心理学科でも可）した方。もし、指定科目の一部が未履修の場合、科目等履修生としての単位修得も可です。

**【B類型】** 申請時において、すでに社会福祉施設等での実務経験を3年以上有しており、大学（または日本福祉心理学会が開催する研修会）で、①「心理学」、②「福祉心理学」もしくは「臨床心理学」、③「社会福祉学」、④「心理査定法」、⑤「カウンセリング（心理相談）」もしくは「心理療法」、⑥「発達心理」もしくは「児童心理」もしくは「障害者の心理」もしくは「高齢者の心理」、⑦「社会福祉援助技術」の必修指定科目7科目について各2単位以上を修得した方。

### 【福祉心理士資格に関する科目（1年次・2年次編入学者）】（科目名太字は福祉心理学科卒業のための必修科目）

領域	指定科目名	本学の科目名	配当年次	科目単位	履修方法	履修方法 (合計32単位以上修得)
基礎科目	心理学	<b>心理学概論A</b>	1年以上	2	R or SR	合計6単位以上を単位修得のこと
		<b>心理学概論B</b>	1年以上	2	R or SR	
	福祉心理学	<b>福祉心理学</b>	1年以上	2	R or SR	
	社会福祉学	社会福祉原論A	2年以上	2	R or SR	
		社会福祉原論B	2年以上	2	R or SR	
心理学関係科目	臨床心理学	<b>臨床心理学概論I</b>	2年以上	2	R or SR	4科目以上履修し、合計12単位以上を単位修得のこと
	心理査定法	心理的アセスメントI	2年以上	2	R or SR	
	カウンセリング (心理相談)	カウンセリングI	1年以上	1	S	
		カウンセリングII	1年以上	1	S	
	心理療法	心理学的支援法I	2年以上	2	R or SR	
		心理学的支援法II	2年以上	2	R or SR	
	発達心理	<b>発達心理学</b>	2年以上	2	R or SR	
	障害者の心理	障害者・障害児心理学	2年以上	2	R or SR	
高齢者の心理	老年心理学A	1年以上	2	R or SR		
	老年心理学B	1年以上	2	R or SR		
社会福祉学関係科目	相談援助	ソーシャルワークの基盤と専門職	2年以上	2	R or SR	[相談援助]1科目必修、合計12単位以上を単位修得のこと
	社会福祉学関係	児童・家庭福祉	1年以上	2	R or SR	
		高齢者福祉	1年以上	2	R or SR	
		障害者福祉	1年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法I	2年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法II	2年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法III	2年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法IV	2年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）I	3年以上	2	R or SR	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神専門）II	3年以上	2	R or SR	
		地域福祉と包括的支援体制A	2年以上	2	R or SR	
地域福祉と包括的支援体制B	2年以上	2	R or SR			
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学と精神医療I	3年以上	2	R or SR	履修する必要はないが、履修した場合の扱いは*参照
		精神医学と精神医療II	3年以上	2	R	
		精神疾患とその治療I	3年以上	2	R or SR	
		精神疾患とその治療II	3年以上	2	R	
	リハビリテーション学	リハビリテーション論	2年以上	2	R or SR	
	精神保健学	現代の精神保健の課題と支援I	2年以上	2	R or SR	
		現代の精神保健の課題と支援II	2年以上	2	R	

\*心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健学）をもって代替できる。

**【福祉心理士資格に関する科目（3年次編入学者）】**（科目名太字は福祉心理学科卒業のための必修科目）

領域	指定科目名	本学の科目名	配当年次	科目単位	履修方法	オンデマンド	本学での履修方法 (総計32単位以上)
基礎科目	心理学	心理学概論A	1年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	計6単位以上修得
		心理学概論B	1年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
	福祉心理学	福祉心理学	1年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
心理学関係科目	社会福祉学	社会福祉原論	2年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>	4科目以上履修し、 計12単位以上修得
	臨床心理学	臨床心理学概論I	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
	心理査定法	心理的アセスメントI	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
	カウンセリング（心理相談）	カウンセリングI	1年以上	1	S	<input type="checkbox"/>	
		カウンセリングII	1年以上	1	S	<input type="checkbox"/>	
	心理療法	心理学の支援法I	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
	発達心理	発達心理学	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
障害者の心理	障害者・障害児心理学	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>		
高齢者の心理	老年心理学A	1年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>		
社会福祉学関係科目	相談援助（社会福祉援助技術もしくは精神保健福祉援助技術）	精神保健福祉援助技術総論I	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	[相談援助]より1科目必修、計12単位以上を修得
		社会福祉援助技術総論	2年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>	
	社会福祉学関係	精神保健福祉の理論	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		精神保健福祉のサービス	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		精神保健福祉援助技術各論	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		児童・家庭福祉論	1年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		高齢者福祉論	1年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		障害者福祉論	1年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		知的障害者福祉論	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
社会福祉援助技術論A	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>			
社会福祉援助技術論B	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>			
医療・保健関係科目	精神医学	精神医学	3年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>	履修する必要はないが、履修した場合の扱いは*参照
		精神疾患とその治療I	3年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
		精神疾患とその治療II	3年以上	2	R	<input type="checkbox"/>	
	リハビリテーション学	リハビリテーション論	2年以上	2	RorSR	<input type="checkbox"/>	
精神保健学	精神保健学	2年以上	4	RorSR	<input type="checkbox"/>		

\*心理学関係科目のうち2科目4単位、および社会福祉関係科目のうち2科目4単位の計4科目8単位については、医療・保健関係科目（精神医学、リハビリテーション学、精神保健学）をもって代替できる。

### 3 各種任用資格

#### ■任用資格とは

公務員などの採用試験に合格し、専門職として配置されていかすことのできる資格です。福祉医療関係の施設・病院への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

#### ■本学を卒業することで、取得できる任用資格

社会福祉	福祉心理	資格	解説
○	○ (注)	社会福祉主事	都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法第18・19条）。
○	○	児童指導員	児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準第42・43・49・56・61・69・73・75条）。
○	○	知的障害者福祉司	都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法第14条）。
×	○	児童心理司 心理判定員	児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センター等の施設において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わります。児童相談所の心理判定員は2015年より児童心理司の呼称が用いられるようになりました。

(注) 福祉心理学科の場合、「社会福祉主事任用資格」を取得するためには指定科目3科目以上の単位修得が必要です。

#### ■社会福祉主事任用資格 指定科目

指定科目は、入学許可時に配付する『学習の手引き』をご確認ください。